

大崎市景観計画（案）及び大崎市景観条例（案）のパブリックコメント実施状況について

○概要

パブリックコメント実施期間：令和2年12月1日（火）から12月21日（月）まで

意見の提出状況：意見提出者2名，意見件数4件

意見番号	関連箇所	意見の内容	意見等に対する本市の考え方
1	大崎市景観条例（案） 第6条	<p>メガソーラーや風力発電など，景観に著しい影響を及ぼす事業を計画する事業者に対し，市民に十分説明を尽くし，同意を得ることを義務付けてほしい。</p> <p>大規模開発にはまちづくり協議会，地域づくり委員会レベルでの承諾を，観光エリアでは観光協会等の承諾を必要とする。</p> <p>幼保・学校等の周辺では保護者の承諾も。</p>	<p>メガソーラーや風力発電などの大規模開発については，環境影響評価法で，事業者による説明会の開催が義務となっており，住民は意見を述べるができることになっております。また，評価法の対象外となる事業についても，県条例や各種ガイドライン，市で別途検討中の「大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」（3月施行予定）において住民への説明と十分な配慮を求めています。</p> <p>これら他条例等で住民説明の機会が確保されていることから，説明や同意の義務付けは行っていません。</p>
	大崎市景観計画（案） P28	<p>鳴子峡などの紅葉の名所だけでなく，エリア全体の自然豊かな景観を一体的に保全する。外部資本等による環境保全を軽視した乱開発を防止できるよう監視に努める。</p>	<p>景観づくりの方向性では，各地域の特徴ある景観特性について記載しており，名所だけでなくエリアとして一体的に保全する必要があると考えています。</p> <p>条例の中で，届出前の事前協議を位置付けており，届出者と協議を行いながら，良好な景観を維持・保全出来るよう配慮していきます。</p>
2	大崎市景観条例（案） 第6条	<p>（事業者の責務）</p> <p>現行案では，事業者が景観を著しく損なう可能性の高い事業を実施する場合でも，罰則や規制がもうけられていないため，効力をほとんど持っていない。より強い規制等を設けてほしい。</p>	<p>大崎市景観条例（案）には，法律に定められている罰則を明記していませんが，景観法では，届出をしなかった場合や変更命令に違反した場合等，懲役又は罰金等の罰則規定が設けられており，本市の景観計画においても適用されます。</p> <p>大崎市景観条例（案）の中では，指導や勧告内容の公表を市独自に定め，良好な景観形成の推進を図ります。</p>
	大崎市景観計画（案） P63-68	<p>指定候補地を11か所設定しているが，該当エリア内の景観だけに限らず，そこから見える景観についても，景観づくりの対象となることを明記してほしい。</p>	<p>景観形成重点地区の指定の考え方に記載している良好な景観には，眺望の観点も含まれており，景観形成重点地区に指定する区域として想定されるものと考えています。</p> <p>また，景観形成重点地区については，今回候補地をお示ししており，今後地域の皆さまと話し合いを行いながら，指定の考え方や指定の方針を踏まえて，区域や景観形成基準等を検討していきます。</p>